

久喜市封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、封筒に有料で広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 封筒に掲載する広告は、市が発送する長形3号封筒及び角形2号封筒（市で共通に使用する封筒に限る。以下、「封筒」という。）に掲載するものとし、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (4) 選挙に関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張その他の意見広告
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (8) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告を掲載する封筒の種類、掲載位置等)

第3条 広告を掲載する封筒の種類、掲載位置、広告の規格及び掲載料金は、別表のとおりとし、封筒の作製枚数及び募集する広告の枠数は、市長が別に定めるものとする。

(広告の掲載単位)

第4条 広告の掲載は、封筒の発行年を1単位とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 封筒に広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、封筒広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 掲載しようとする広告の原稿
- (2) 事業所の案内又は事業所の概要等が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 広告掲載の申込みに要した費用は、申込者の負担とする。

3 広告掲載の申込みは、封筒の種類ごとに、1申込者につき1件とする。ただし、市長は、募集した枠数に申込数が満たないときは、1申込者に複数枠の利用を認めるものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申込書が提出されたときは、内容を審査し掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、封筒広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

（掲載料金の納付等）

第7条 前条第2項の規定により、広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する日までに広告の掲載料金を一括して納付しなければならない。

（掲載料金の還付）

第8条 広告主から納付された掲載料金は、還付しない。ただし、広告が封筒に掲載されなかった場合において、広告主の責めに帰すべき理由がないときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する掲載料金には、利子を付さない。

（広告掲載の決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告の掲載に必要な原稿その他の資料を提出しないとき。

(2) 指定する期日までに掲載料金を納付しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、封筒広告掲載取消通知書（様式第3号）により当該広告主に通知するものとする。

（市長の免責）

第10条 市長は、前条第1項の規定による広告掲載の取消により広告主が受けた損害については、その責めを負わない。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により封筒への広告の掲載を取り下げるときは、封筒広告掲載取下書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

（広告主の責任）

第12条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、封筒への広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 広告の掲載申込み、原稿の提出その他広告を掲載するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第 3 条関係）

封筒の種類	掲載位置	広告の規格	掲載料金
郵便用長形 3 号封筒	封筒裏面	縦 70 ミリメートル 横 70 ミリメートル 単色（黒色）	1 枠につき 100,000 円
郵便用角形 2 号封筒	封筒裏面	縦 100 ミリメートル 横 100 ミリメートル 単色（黒色）	1 枠につき 80,000 円